

第5章 第5期障害福祉計画

第1節 計画の基本的な考え方

これまで、町では4期にわたって「障害福祉計画」を策定してきましたが、第5期計画（平成30年度～平成32年度）では、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」を新たに包含して策定することとなりました。

障害福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）を定めます。

第5期障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関する基本指針を踏まえて、「障害福祉サービスの提供体制の確保」「相談支援の提供体制の確保」「障害児支援の提供体制の確保」の3つの基本方針のもとに、本町の実情に応じて必要な事項を定める計画とします。

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保

- ・地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の促進
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進

（2）相談支援の提供体制の確保

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

（3）障害児支援の提供体制の確保

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

第2節 第5期障害福祉計画における成果目標

国では、概ね平成32年度を目標年度として達成すべき「成果目標」として次の5つを示しています。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人（施設入所者）のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

《福祉施設の入所者の地域生活への移行にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 地域生活移行者数	平成28年度末の施設入所者数	39人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】平成32年度末時点での地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
(b) 施設入所者数	平成28年度末の施設入所者数 (A)	39人	平成28年度末時点の利用人員
	【目標値】平成32年度末の施設入所者数 (B)	38人	平成32年度末時点の利用人員
	【目標値】削減見込 (A-B)	1人	差引減少見込み数

【国の指針】

(a) 平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(b) 平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

《精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 協議の場の設置状況	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	平成32年度末時点の設置状況

【国の指針】

(a) 平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）を設置。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備します。

《地域生活支援拠点等の整備にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 地域生活拠点等の整備状況	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	1箇所	平成32年度末時点の整備状況

【国の指針】

(a) 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数、また、就労移行支援事業の利用者数及び就労支援事業所数について目標値を設定します。

《福祉施設から一般就労への移行等》

指標	項目	数値	考え方
(a) 福祉施設から一般就労への移行	平成28年度の一般就労移行者数	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】平成32年度の一般就労移行者数	3人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
(b) 就労移行支援事業の利用者数	平成28年度就労移行支援事業利用者数	6人	平成28年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)
	【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人	平成32年度において就労移行支援事業を利用する者の数(実人数)
(c) 就労移行支援事業所数	平成28年度就労移行支援事業所数	1事業所	平成28年度において就労移行支援事業を実施している事業所の数
	【目標値】平成32年度末に就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	1事業所	全事業所数の5割以上

【国の指針】

- (a) 平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行を達成することを基本とする。
- (b) 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- (c) 就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
- (d) 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

（5）障害児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画】

障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、福祉、保健、医療、保育、教育等と連携して提供する体制を構築するとともに、以下の数値目標について設定します。

《障害児支援の提供体制の整備等にかかる成果目標》

	項目	数値	考え方
(a) 設置状況	児童発達支援センターの設置	1 箇所	平成 32 年度末の設置状況
(b) 体制の整備状況	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所	平成 32 年度末の体制の整備状況
(c) 事業所の確保の状況	主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 事業所	平成 32 年度末における当該児童発達支援事業所数
		1 事業所	平成 32 年度末における当該放課後等デイサービス事業所数
(d) 協議の場の設置状況	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 箇所	医療的ケア児支援のための協議の場の整備状況

【国の指針】

- (a) 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域の設置も差支えない）に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- (b) 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (c) 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- (d) 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第3節 障害福祉サービスの活動目標

【現状と課題】

第4期計画期間における訪問系サービスの利用は、「居宅介護」を中心にほぼ横ばいで推移しています。

日中活動系サービスの利用実績は、「生活介護」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「自立訓練（生活訓練）」で見込み量を下回っているものの、利用が伸びています。また、「就労移行支援」「療養介護」「短期入所」はほぼ見込量どおりとなっています。

居住系サービスは、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」とともに利用実績が伸びて、見込量を上回っています。また、「計画相談支援」の利用実績も増加傾向にあります。

地域生活支援事業については、「日常生活用具給付・貸与事業」で利用実績が見込量を大きく上回り、今後も増加が予想されます。そのほか、「コミュニケーション支援事業」「地域活動支援センター事業」「手話奉仕員養成講座」で見込量どおりとなっていますが、利用者の数は多くはなく、今後も現状レベルでの推移が予想されます。

アンケート調査では、利用しているサービスには満足しているかについては、「満足している」が67.9%と、「あまり満足していない」の10.3%をおおきく上回っていますが、「サービスを行っている施設が境になく、近隣の市町まで行かなければならない」や「希望通りに利用できない」「障害によっては利用できない」「定員オーバーで使えない」といった意見もあり、近隣市町と連携しつつ、引き続き利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 訪問系サービス

（1）居宅介護（ホームヘルプ）

- ・自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

(2) 重度訪問介護

- 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害のある人であって、医療機関に入院した人については、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することができます。

(3) 同行援護

- 重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。

(4) 行動援護

- 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

(5) 重度障害者等包括支援

- 常に介護が必要な障害のある人のうち、介護度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	延時間／月	144	156	160
	実人／月	15	18	19

【見込み量設定の考え方】

訪問系の各サービスの利用実績に基づき、各年1人の利用者増と、一人平均8～10時間の利用を見込みます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

- ・常に介護が必要な障害のある人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

- ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の回復等に必要なりハビリテーションや訓練等を行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

- ・自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

(4) 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供及び知識や能力向上のための訓練を行います。

(5) 就労継続支援（A型）

- ・一般就労が困難な障害のある人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練等を行います。

(6) 就労継続支援（B型）

- ・雇用契約に基づく就労が困難な障害のある人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練等を行います。

(7) 就労定着支援（※平成30年度より新設）

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

(8) 療養介護

- ・医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

- ・介護者が病気等で不在となる場合に、短期間、施設への一時入所による介護等を行います。

【日中活動系サービスの見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1)生活介護	延人日／月	1,176	1,197	1,218
	実人／月	56	57	58
(2)自立訓練(機能訓練)	延人日／月	10	10	10
	実人／月	1	1	1
(3)自立訓練(生活訓練)	延人日／月	30	30	30
	実人／月	2	2	2
(4)就労移行支援	延人日／月	133	144	152
	実人／月	7	8	8
(5)就労継続支援(A型)	延人日／月	216	234	252
	実人／月	12	13	14
(6)就労継続支援(B型)	延人日／月	486	504	522
	実人／月	27	28	29
(7)就労定着支援	延人日／月	10	10	10
	実人／月	1	1	1
(8)療養介護	延人日／月	122	122	122
	実人／月	4	4	4
(9)短期入所	延人日／月	38	43	43
	実人／月	5	5	5

【見込み量設定の考え方】

- ・生活介護は、利用実績に基づき、各年1人の利用者増、1人平均月21日の利用を見込みます。
- ・自立訓練（機能訓練）の利用実績はありませんが、各年1人、1人平均月10日の利用を見込みます。自立訓練（生活訓練）は、最大で月2人、1人平均月15日の利用を見込みます。
- ・就労移行支援は、利用実績に基づき、最大で月8人、1人平均月18～19日の利用を見込みます。
- ・就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）は、利用実績に基づき、各年1人の利用者増、1人平均月18日の利用を見込みます。
- ・就労定着支援は、新規の事業であり、利用実績がないことから、月に1人平均月18日の利用を見込みます。
- ・療養介護は、利用実績に基づき、現行の4人による1人平均月30日の利用を見込みます。
- ・短期入所は、利用実績に基づき、月に最大で5人、1人平均8日の利用を見込みます。

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助（※平成30年度より新設）

- 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象に、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

- 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

(3) 施設入所支援

- 施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【居住系サービスの見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 自立生活援助	実人／月	1	1	1
(2) 共同生活援助	実人／月	27	28	29
(3) 施設入所支援	実人／月	38	38	38

【見込み量設定の考え方】

- 自立生活援助は、新規の事業となり利用実績がありませんが、月1人の利用を見込みます。
- 共同生活援助は、利用実績を基に、月1人の利用者の増加を見込みます。
- 施設入所支援は、利用実績を基に、最大で月39人の利用を見込みます。

4. 相談支援

(1) 計画相談支援（個別計画作成）

- **サービス利用支援**：障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。
- **継続サービス利用支援**：サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

(2) 地域移行支援

- 障害者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している障害のある人に対して、住居の確保や地域に移行するための活動に関する相談を行います。

(3) 地域定着支援

- 居宅において一人暮らしをしている障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

【相談支援の見込量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 計画相談支援（個別計画作成）	実人／月	150	155	160
(2) 地域移行支援	実人／月	1	1	2
(3) 地域定着支援	実人／月	0	1	1

【見込み量設定の考え方】

- 計画相談支援（個別計画作成）は、利用実績を基に、年あたり5人の増加を見込みます。
- 地域移行支援は、利用実績がありませんが、最大で月2人の利用を見込みます。
- 地域定着支援は、利用実績を基に、最大で月1人の利用を見込みます。

5. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

- ・ 障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

- ・ 障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

- ・ 障害のある人や保護者、介護を行っている人からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

①障害者相談支援事業	障害のある人、又はその保護者等の相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
②基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターについて、近隣市町村と連携し、設置に向けて検討していきます。また、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携に向けた事業を推進します。
③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度の利用が有効と認められる、知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの人々の権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

- ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

①手話通訳者・ 要約筆記者派遣 事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のある人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
②手話通訳者設 置事業	聴覚障害のある人との交流の促進や、支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

- ・重度の障害のある人などに対し、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修）の給付または貸与を行います。

(7) 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会参加等に必要外出時の支援を行います。

(8) 地域活動支援センター事業

- ・障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。

(9) 日中一時支援事業

- ・障害のある人の日中における活動の場を確保し、保護者や家族の就労支援及び日常的に介護を行っている人の一時的な休息を支援します。

(10) 生活サポート事業

- 介護給付支給決定以外の人で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす恐れのある人に対して、必要な支援（生活支援や家族援助等）を行います。

(11) 身体障害者自動車運転免許取得費補助事業

- 身体に障害のある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費の一部について補助を行います。

(12) 身体障害者自動車改造費補助事業

- 下肢または体幹機能に重度の障害のある人が、自立した生活や社会活動への参加、就労のため使用する自動車の改造に要した費用の一部について補助を行います。

(13) 障害者訪問入浴サービス事業

- 自力で入浴することが困難な障害のある人の自宅に、移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供し、障害のある人等の心身機能の維持と介護者の負担軽減を図る事業です。

【地域生活支援事業の見込量】

	単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
②基幹相談支援センター	実施箇所数	1	1	1
③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数	1	1	1
(4)成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1
(5)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	2	3	4
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1
(6)日常生活用具給付等事業	件数/年	590	600	610
(7)移動支援事業	実施箇所数	1	1	1
	実人/月	5	5	5
(8)地域活動支援センター事業	実施箇所数	2	2	2
(9)日中一時支援事業	実施箇所数	8	8	8
	実人/年	40	40	40
(10)生活サポート事業	実人/年	1	1	1
(11)身体障害者自動車運転免許取得費補助事業	実人/年	1	1	1
(12)身体障害者自動車改造費補助事業	実人/年	1	1	1
(13)障害者訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2

【見込み量設定の考え方】

- 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業については、町役場にて実施します。
- 障害者相談支援事業は、町内2箇所にての実施となります。
- 基幹相談支援センターは、近隣市町村と連携し、設置に向けて検討していきます。
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、1箇所での実施に向けて検討していきます。
- 成年後見制度の利用について啓発し、年1人の利用を見込みます。
- 手話通訳者設置事業は1箇所にて実施します。
- 日常生活用具給付等事業は、利用実績に基づき、年10件の利用増を見込みます。
- 移動支援事業は、実績に基づき、町内1箇所で月最大で5人の利用を見込みます。
- 地域活動支援センター事業は、町内2箇所での実施となります。

- ・日中一時支援事業は、利用実績に基づき、町内外8箇所、最大で年40人の利用を見込みます。
- ・生活サポート事業、身体障害者自動車運転免許取得費補助事業の利用実績はありませんが、年1人の利用を見込みます。
- ・身体障害者自動車改造費補助事業は、利用実績に基づき、年1人の利用を見込みます。
- ・障害者訪問入浴サービス事業は町外2箇所での実施となります。

6. 障害福祉計画に定める見込量確保の方策

- すべての障害のある人のニーズに応じたサービスを提供できるよう、広報やホームページ等により、より一層の情報提供を行います。
- 一般就労を推進するため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、雇用する側に対して障害理解が得られるよう広報・啓発活動に努めます。
- 地域における障害への理解や連携の向上を図り、地域生活への移行が円滑に進むように努めます。
- サービス利用計画作成の対象者の拡大に対応できるよう、民間事業者と連携し相談支援の提供体制の拡充に努めます。
- 相談支援事業について、気軽に相談できる環境等の整備や相談に応じる職員の資質向上に努めます。
- 日常生活用具給付等事業について、障害のある人が自立した日常生活を送れるよう必要な用具の把握や給付体制の整備に努めます。
- 地域活動支援センター事業について、障害のある人の日常生活の充実が図れるよう創作活動や生産活動等の充実を努めます。
- 移動支援事業や意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等について、利用者のニーズに応えられるよう、サービスの提供に努めます。

第4節 第1期障害児福祉計画

【現状と課題】

障害のある児童への支援は、改正児童福祉法（平成24年4月1日施行）に一本化され、障害のある児童の定義に「精神に障害のある児童（発達障害を含む）」が明記されました。また児童デイサービスの児童発達支援への制度変更、保育所等訪問支援の新設によって、家族支援も含めた早期からの支援が可能となる体制整備が各市町村で進められています。

さらに、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正において、「障害児福祉計画」の策定が義務化されました。「障害児福祉計画」では、児童福祉法に基づく障害のある児童を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めていくことになります。

「児童発達支援」については、今回新たに事業として位置づけることになりましたが、今後の利用者の増加が見込まれます。「放課後等デイサービス」についても、利用者が増加しており、さらなるサービス量の確保を図っていく必要があります。保育所等訪問支援等については、現状での利用はありませんが、利用者の出現に応じ柔軟な対応を図れるよう体制の整備を整えておく必要があります。

アンケート調査より、発達障害のある児童に対しては、介助者から「療育内容や施設についての情報提供」をはじめ、「療育」、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」「障害児のための専門的な教育の充実」などが求められており、子ども・子育て支援法に基づく事業とも調整を図りつつ、ライフステージを通じて切れ目のない支援ができるよう、保健・医療、福祉、教育のさらなる連携を進めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害児通所支援

（1）児童発達支援

- ・障害児支援施設を利用して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

(2) 放課後等デイサービス

- 学校（幼稚園および大学を除く）に就学している障害のある児童に対し、障害児支援施設等において、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(3) 保育所等訪問支援

- 保育所等に通う障害のある児童について、施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(4) 障害児支援利用援助

- 利用する障害児通所支援の種類および内容等を定めた計画を作成します。

(5) 継続障害児支援利用援助

- 継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画の変更もしくは給付決定の変更に係る申請の勧奨を行います。

2. 子ども・子育て支援等に基づく支援

(1) 保育園・認定こども園

- 保育園では、保護者の就労または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保育を実施します。
- 認定こども園では、就学前の児童に対し幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行います。
- 障害のある児童を受入れることのできる保育園・認定こども園の拡充を図ります。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- 放課後に保護者が不在となる家庭の児童を対象に、家庭的な雰囲気の中で遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）において、障害のある児童を受入れることのできる放課後児童クラブの拡充を図ります。

【第5期の児童福祉法に基づく障害児サービスの見込み量】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1)児童発達支援	実人/月	8	9	10
(2)放課後等デイサービス	実人/月	25	28	30
(3)保育所等訪問支援	実人/月	—	—	—
(4)障害児支援利用援助	実人/月	—	—	—
(5)継続障害児支援利用援助	実人/月	—	—	—

【見込み量設定の考え方】

- ・児童発達支援は利用実績に基づき、年1人の利用者増を見込みます。
- ・放課後等デイサービスは、利用実績に基づき、最大で月30人の利用者を見込みます。
- ・保育所等訪問支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助については、利用者の出現に応じ柔軟な対応を図ります。

3. 児童福祉法に定めるサービスに関する見込量確保の方策

- すべての障害のある児童に対し、より一層の情報提供を行い適切なサービスが提供できるように努めます。
- 子ども子育て支援法に基づく支援については、早期療育体制の充実をはじめ、障害児保育、放課後児童クラブでの対応の充実を図ります。
- 児童福祉法に基づく各種サービスについては、新たな利用者の出現に際して適切な対応を図るとともに、サービス提供体制の確保に取り組んでいきます。